緊急通報装置について（注意事項）

定期的に、貸与業者の変更や、貸与している緊急通報装置の交換を行う可能性があります。

また、利用者負担額の変更や、NTTのアナログ回線以外を使用されていた場合に、継続して利用できなくなる等の貸与条件が変わる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

**貸与条件等の変更**

２

対象となる回線はNTTのアナログ回線です。それ以外の回線をご使用の場合は、設置ができない可能性があるほか、災害時に通信ができなくなります。

**※携帯電話会社の回線は使用できません**

**原則NTTのアナログ回線**

１

緊急通報装置を返却する際は、貸与業者が撤去工事（無料）を行いますので、泉大津市高齢介護課までご連絡ください。急な連絡である場合、対応できない可能性がありますので、**おおよそ3週間前までにはご連絡いただきますようお願いします。**

撤去工事対応ができない場合や、紛失された場合は**高額の弁償金が発生します**ので、不要の場合も必ず連絡いただき、日常の利用においても紛失されないようにお気をつけください**。**

**返却の連絡は早めに**

４

別の住所へ引っ越しされたり、長期間設置した住居に居住しない場合は緊急通報装置の返却をお願いします。

また、**3か月以上の施設入所、入院**をされる場合は、装置を返却いただく必要がありますので、速やかに泉大津市高齢介護課へご連絡をお願いします。

**貸与ができなくなる時**

３

※ペンダントの紛失による弁償が非常に多いです。

**「いざというときに備えて、決まった場所」**

泉大津市役所高齢介護課

Tel：0725-33-1131（代表）

に保管するようにお願いします。